白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とした国民健康保険税の税率の見直し及び子ども・子育て支援金制度の開始に伴う子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収をするため、本条例の一部を改正するものである。

２　改正の概要

⑴　第２条関係

ア　第１項

国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金課税額を合算する。

イ　第５項

子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、１８歳以上均等割額を加算した額として追加する。

⑵　第３条から第６条まで、第８条の２から第８条の４まで関係

年　　度	【現行】令和７年度		【改正後】令和８年度 （括弧内は令和７年度との差）		
種　　別	所得割	均等割	所得割	均等割	１８歳以上均等割
基礎課税額	7.15%	33,600 円	7.37% （＋0.22pt）	40,100 円 （＋6,500 円）	―
後期高齢者支援金等課税額	2.54%	15,200 円	2.58% （＋0.04pt）	15,700 円 （＋500 円）	―
介護納付金課税額	2.25%	15,800 円	2.25% （±0pt）	15,800 円 （±0 円）	―
子ども・子育て支援納付金課税額	―	―	0.29%	1,806 円	103 円
合　　計	11.94%	64,600 円	12.49% （＋0.55pt）	73,406 円 （＋8,806 円）	103 円

⑶　第２０条関係

ア　第１項

被保険者の所得の合算額が一定の額以下の場合における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額について、被保険者均等割額の７割・５割・２割の減額規定を⑵の改正に伴い改正し、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額が減額される額を新たに規定する。

イ　第２項

世帯内に未就学児がある場合における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額について、被保険者均等割額の５割の減額規定を⑵の改正に伴い改正し、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額が減額される額を新たに規定する。

⑷　附則関係

子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の算出に当たり、第３項、第４項及び第６項から第１３項までの規定を適用する。

３　施行期日及び適用区分

⑴　施行期日

令和８年４月１日

⑵　適用区分

改正後の条例の規定は、令和８年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。